

# 緒 言

## 第一章 標準産業分類作成要旨

わが国で産業分類を始めて作つたのは昭和5年（1930年）のときであつた。これより先、大正9年（1920年）の第1回國勢調査のときは職業分類だけが作られた。これは産業と職業を混同したような分類であつた。はつきり二つの分類に分れたのは、昭和5年のときからである。その後、經濟統計の發達に伴つて、工業分類とか、農業分類とか、部分的な産業分類も生れてきた。しかも、それらの間に分類上の統一がなく、解釋が區々であるために、同一事業所が調査いかんによつて異なる産業に分類され、比較研究の上に多大の不便があつた。

そこで昭和15年（1940年）の國勢調査のときには、とりあえずわが国の標準分類を作成しようというので、各關係官廳の専門家が會合して、統一ある分類を作成したが、細部の運營要領や、大綱に關する定義等が理論的に確定されなかつたために形式のみの統一に終り、調査の結果、數字になお多大の差異を發見するに至つて、理路整然たる標準分類作成の必要を痛感した。もし、これが完成されるならば、生産に關する統計と雇傭に關する統計とを容易に比較することができるようになるであろう。たまたま1950年センサスの實施を機會に、G・H・Qからわが国の産業分類を改訂するようとの勧告に接し、しかも、米本國から専門家を派遣して指導されることになり、こゝに作成の發足を見たのである。この勧告に基いて、わが国では、まず統計委員會の下に1950年センサス中央計畫委員會を設置し、センサス實施の研究と基礎事業である各種分類の研究に取り掛つた。この委員會の下に各種専門部會が設けられたが、その中に次の要領で産業分類専門部會を設けて、わが国の標準産業分類を作成することになった。

### 産業分類専門部會運營要綱

#### 一、目的

産業分類専門部會は1950年センサス中央計畫委員會の構成及び運營要領に準據して標準的産業分類を作成し、以て國際比較を可能ならしめると共に我國各機關の調査統計資料相互間に統一性と比較性を附與することを目的とする。

#### 二、構成

本部會は委員會及び小委員會の二つに分ける。委員會は關係官廳の議員及び民間専門家の中より選任された専門技術委員を以て構成する。委員會は委員の互選により委員長を選舉する。委員長は委員中より各小委員會の主査を委嘱する。

#### 三、運營

委員長及び關係委員は隨時小委員會に出席して小委員會委員と共に産業分類原案を作成する。委員會は小委員會の綜合調整に當る外、各小委員會より提出された産業分類案を審査し、その

成案を 1950 年センサス中央計量委員會に提出する。

#### 四、小委員會

小委員會は次の六小委員會を以て構成し、委員會指示の方針に基き各所管產業につき産業分類原案に関する細目の作成を行い、これを委員會に提出する。

第一小委員會、農業、林業、及び水產業部門（小委員會委員 14 名）

第二小委員會、鐵業、商業、及び製造業部門（小委員會委員 16 名）

第三小委員會、建設業部門（小委員會委員 11 名）

第四小委員會、金融保險業、及び不動産業部門（小委員會委員 14 名）

第五小委員會、運輸、通信、及びその他の公益事業部門（小委員會委員 25 名）

第六小委員會、サービス業、及び公務部門（小委員會委員 10 名）

委員會及び小委員會は各所管の産業分類原案を作成するに當つて調査實施關係者と協議することを建前とする。又本部會は職業分類専門部會と常に密接な連絡を保つものとする。

#### 五、委員及び小委員會主査、(昭和 23 年 3 月 1 日現在)

委員長 森 敦樹、統計委員會委員

委 員 久我 通武、農林省統計調查局統計課長（第一小委員會主査）

委 員 武内 信男、商工省調査統計局基本統計課長（第二小委員會主査）

委 員 植田 俊夫、建設省總務局總務課長（第三小委員會主査）

委 員 小栗 銀三、大藏省理財局調査部長（第四小委員會主査）

委 員 松本浩太郎、運輸省鐵道總局總務局統計調査課長（第五小委員會主査）

委 員 高津 英雄、總理廳統計局研究部研究課長（第六小委員會主査）

委 員 外山 茂、日本銀行統計局金融課長

委 員 白崎 享二、國勢社社長

委 員 内藤 勝、統計委員會事務局審査第一課長

幹 事 日野源四郎、統計委員會事務局事務官

幹 事 中原 勳平、統計委員會事務局事務官

以上の組織をもつて標準産業分類作成の第一歩として米國の標準産業分類（統計基準部標準産業分類技術委員會編、1946 年版），及び國際連合勸獎の國際産業分類の研究に着手することになつたが，時あたかも昭和 23 年 2 月であつた。

一箇月後の 3 月下旬には米國大統領廳社會保障局産業分類課長ウイリヤム・ニッティ・カミンス氏の來朝を得て，その指導の下に約三箇月間夜に日をついで研究を重ね一應草案を得たのである。その後，引續いて米國セントオラフ大學社會・經濟學部長テイルマン・エム・ソッギー博士の來朝を得て，更に研究の上，日米共同作成の標準産業分類案を得たので，これを日米兩文の印刷物にして，それぞれ廣く關係機關に配布してその意見を求め，他方，實地に調査を試み，必要な改修を行うことと，われが國經濟構造の變遷に伴う必然的改修を行うこととなつた。この主旨に基いて，とりあえず總理廳統

計局においては昭和 23 年末から昭和 24 年 3 月にかけて石巻市、四日市市、宇都宮市及び新潟市の四都市において事業所試験調査を行い、又商工省調査統計局においては四日市及び新潟市の二都市において商業試験調査を行い、関係各省の協力を得て若干の修正点を発見し、これを連合國軍総司令部経済科学局企画統計部に提案した。又司令部内においても修正意見が提示され、両者の意見を総合して修正を行うことになった。

さいわいにも昭和 24 年 7 月ティルマン・エム・ソツギー博士は、日本標準産業分類及び日本標準商品分類を確定するために総司令部の顧問として再び來朝された。よつて標準産業分類案改訂について同氏の意見を求めて得られたのがこの分類である。本分類決定までの間に行政機構改革が行われたため委員の移動があつた。すなわち、大蔵省官房調査部長石田正氏が第四小委員会主査となり、運輸省官房企画課長権田良彦氏が第五小委員会主査となつた。(昭和 24 年 10 月現在)

## 第二章 標準産業分類改正要旨

昭和 24 年 10 月日本標準産業分類の決定を見、これは指定統計等の多くの重要な統計調査に使用されるに至つた。しかるに昭和 5 年初め産業分類を作成した際に内閣訓令第三号をもつてこれが統一的使用を図り、更に昭和 15 年産業分類を改正した際も各省これを共通に使用するよう次官申し合せを行つているが實際は統一的使用が行はれていない、従つてこれらを廢止すると共に、新たに作成した日本標準産業分類によつてその統一を図る必要が生じてきた。

ここにおいて統計委員会は昭和 24 年 12 月 28 日第 12 回統計委員会及び昭和 25 年 4 月 28 日の第 17 回統計委員会でこの問題を審議した結果、日本標準産業分類の使用を統計法による政令として制定することになり、このために必要な研究を行うことになった。

日本標準産業分類の使用を政令として制定するにあたり、第一に考慮すべきは日本標準産業分類が数多くの統計調査にたいし、どの程度無理なく適用できるかという点にある。昭和 24 年 10 月日本標準産業分類の決定を見てより一箇年有余を経過し、この間実地に使用した結果や、我國産業構造上における或る産業部門の重要性の変化、或いは産業部門に含まれる個別産業を我國の実情に合せて改廃する必要性等が考えられた。よつて産業分類専門部会の各小委員会毎に改訂を行うことになり、昭和 26 年 3 月改訂の成案を得、これによつて政令の制定を得ることになった。

日本標準産業分類改訂関係者名簿(昭和 26 年 3 月現在)

省 別	産 業 部 門 别	氏 名	所 屬
統計委員会	全 産 業	森 敦 樹 日野源四郎 辻 維 文	統計委員会委員 統計委員会事務局、事務官 〃 〃
通商産業省	製造業及び商業部門	武 内 信 男	調査統計部基本統計課、課長

省別	部門別	業部門	名	所屬
大 藏 省	金融、保險業部門		清 雄 正 智 夫 三 夫 光 一 雄 幸 雄 郎 斤 次 郎 京 幸 一 敬 宏 郎 武 一 忍 二 三 夫 助 郎 雄 鐵 喜 百 駿 三 豊 七 達 一 農 澤 七 達 一 原 田 本 原 田 本 川 杉 金 本 田 本 山 清 一 谷 山 初 藤 藤 新 木 藤 齋 虎 鈴 鈴 次 鈴 鈴	調査統計部基本統計課、事務官 纖維局纖維調査課、課長 纖維局纖維調査課、事務官 化學局化學調査課、課長 化學局化學調査課、技官 鐵鋼局鐵鋼調査課、課長 鐵鋼局鐵鋼調査課、技官 鐵鋼局鐵鋼調査課、技官 雜貨局雜貨調查課、課長 雜貨局雜貨調查課、事務官 雜貨局雜貨課、技官 雜貨局建材課、技官 雜貨局ゴム皮革課、事務官 ，技官 雜貨局紙業課、技官 機械局、機械調査課、課長 機械局機械調査課、技官 機械局農林民生機械課、技官 資源府官房統計課、課長 資源府鉱山開発課、技官 資源府官房統計課、事務官 大臣官房調査部、技官 事務官 銀行局保險課、事務官 銀行局特殊金融課、事務官 証券取引委員会事務局総務課、事務官 公認会計士事務局、局長補佐 統計局金融統計課、課長 統計局金融統計課 大臣官房企画課、事務官 大臣官房衛生統計部、事務官
証券取引委員会				
公認会計士委員会				
日本銀行				
運輸省	部門	業部門		
厚生省	サービス業部門			

今次の日本標準産業分類の改訂は分類項目の新設、分類項目名及び説明の変更、内容例示の変更追加等多岐に亘るものであつたが、尙國際比較性は堅持されているものである。いま分類項目の新設、合併等の重要な改訂点を大分類毎に示すと次の通りである。

### 三、大標準產業分類出口比較

(分類項目名、分類番号、説明及び内容例示の変更を除く)

本合規範  
A.....此  
之公

変更なし

大分類 B.....林業及び狩獵業

変更なし

大分類 C.....漁業及び水産養殖業

変更なし

大分類 D.....鑄業

変更なし

大分類 E.....建設業

変更なし

大分類 F.....製造業

新(昭和26年5月)		旧(昭和24年10月)		備考
分類番号	項目名	分類番号	項目名	
226	染色及び整理業	226	染色整理業 (メリヤス製品を除く)	分類内容変更
2261	染色及び整理業 (毛織物を除く)	2261	染色整理業(毛織物及びメリヤス製造を除く)	"
2414	経木及び経木製品製造業 (折箱、マツチ箱を除く)	2414	経木製造業	二項目に分離し、2435の次に2436を新設した
2436	折箱製造業	2511	和家具製造業	和洋を併合し漆製家具を分離して397 漆器製造の中に入れた
2511	家具製造業 (金属及び漆製を除く)	2512	洋家具製造業(金属製家具を除く)	2521の次に引上げ小分類を新設した
253	道具製造業	2592	襖及び戸障子製造業	2922の次に新設した
2531	同上			二項目に分離した
2923	半製コークス(コーライト)製造業			二項目に分離した
2931	屋根葺材料製造業	2931	鋪装及び屋根葺材料製造業	二項目に分離した
2932	鋪装材料製造業	3021	ゴム靴製造業	二項目に分離した
3021	ゴム製履物製造業	3022	ゴム製履物附属品製造業	二項目に分離した
3022	ゴム製履物附属品製造業	306	工業用ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品製造業	旧の細分類を小分類に引上げた
306	工業用ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品製造業	3091	工業用ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品製造業	旧の3199より取り出し新設した
3061	同上			一括した
3192	工業用革製品製造業 (ベルト、パッキング及び手袋を除く)	3212	ガラス容器製造業	旧の3249より取り出し新設
3212	ガラス及びガラス製品製造業	3213	ガラス製品製造業 (容器を除く)	"
3246	理化学用陶磁器製造業			
3247	工業用陶磁器製造業			
3452	打抜及びプレス加工アルミニウム、アルミニウム合金製品製造業			

新 (昭和 26 年 5 月)		旧 (昭和 24 年 10 月)		備 考
分類番号	項目名	分類番号	項目名	
3453	打抜及びプレス加工金属製品製造業 (アルミニウム及びアルミニウム合金を除く)	3452	塑形及びプレス加工金属製品製造業	二項目に分離した
3543	工作機械及びその他の金属加工機械附屬品製造業 (機械工具を除く)	3543	工作機械その他の金属加工機械部分品及び精密工具製造業	二項目に分離し 3544 を新設した
3544	機械工具製造業			
355	繊維機械製造業			
3551	紡績機械製造業	3552	繊維機械製造業	小分類に引上げ三細分類を新設した
3552	織物機械製造業			
3553	染色及び整理機械製造業			
3558	事務用、サービス用及び家庭用機械器具製造業	357 358	事務用機械器具製造業 サービス用及び家庭用機械器具製造業	二小分類を一括した
3561	計算機、金銭登録機及びタイプライター製造業	3571	計算機及び金銭登録機製造業	
		3572	タイプライター製造業	二細分類を一括した
3589	他に分類されない事務用、サービス用及び家庭用機械器具製造業	3579 3589	他に分類されない事務用機械器具製造業 他に分類されないサービス用及び家庭用機械器具製造業	二細分類を一括した
3611	配線器具及び配線附属品製造業 (絶縁紙布及びマイカを除く)	3611	配線器具及び配線附属品製造業	三項目に分離した
3612	絶縁紙布製造業			
3613	絶縁マイカ製造業			
367	電気計測機絶縁器及び電子應用測定装置製造業	3613	電気計測器及び記録器製造業	小分類に引上げ細分類3671を新設した
3671	同 上			
3693	レントゲン及び治療器具製造業	3693	レントゲン及び治療器具並びにラジオ真空管以外の電子管製造業	二項目に分離した
3694	ラジオ真空管以外の電子管製造業			
3695	電気産業用炭素及び黒鉛製造業	3612	同 左	番号繰下げ
3696	電球及び真空管用タンクステン及びモリブデン製品製造業			旧 3699 より分離新設した
3712	乗用自動車、貨物自動車及び乗合自動車の車体並びに附隨車製造業	3712	乗合自動車、貨物自動車及び乗合自動車の車体製造業	二項目を一括した
3714	自動車用代燃装置製造業	3714	トラック及び乗用車用の附隨車製造業	旧 3569 の内容の一部を取りだし新設した
372	オートバイ及び部分品製造業			
3721	オートバイ製造業	3752	二輪車、又は三輪車のオートバイ及び部分品製造業	小分類に引上げ二細分類に分離した

新（昭和 24 年 10 月）		旧（昭和 24 年 10 月）		備 考
分類番号	項目名	分類番号	項目名	
3722	オートバイ部分品製造業			
3731	鋼船製造及び修理業	3731 3733	左 同 小型船製造及び修理業	5トン未満の鋼船を含める
3732	木船製造及び修理業	3732 3733	左 同 小型船製造及び修理業	5トン未満の木造船を含める
3741	鉄道機関車製造業	3741	鉄道車輛製造業	二項に分離し 3742 を新設した
3742	客貨車製造業			
375	自轉車、リヤカー及び部分品製造業	375	オートバイ、自轉車、リヤカー及び部分品製造業	旧 3752 を小分類に引上げたので名称、内容を変更した
3821	材料試験機製造業	3821	機械的測定及び制禦機械器具製造業	3821の内容を分離新設した 材料試験機を特掲し番号を変更した
3822	機械的測定機械器具製造業			
3861	写真機及び附属品製造業	3861	写真機械器具製造業	二項目に分離した
3862	映画用機械及び附属品製造業			
388	度器及び量器製造業 (機械的測定器を除く)			
3881	度器製造業 (機械的測定器を除く)			使用材料別に各項目に含まれていたのを一括新設した
3882	量器製造業 (機械的測定器を除く)			
3923	ハーモニカ製造業			3929より取り出し新設した、 旧 3928 は新 3929 に含めた
3934	羽子板製造業			3939より取り出し新設した
3942	鉛筆製造業	3942	鉛筆及びクレヨン製造業	二項目に分離した
3943	クレヨン製造業			
397	漆器製造業	3986	同 左	小分類に引上げると共に各項目に含まれていた漆器を一括した
3971	"			
3993	洋傘及び部分品製造業	3995	洋傘、雨傘、日傘及び杖製造業	二項目に分離した
3994	和傘及び部分品製造業			

### 大 分 類 G.....卸賣及び小賣業

4011	自動車卸賣業 (自動自轉車を含む)	4011	自動車卸賣業	二項目に分離した
4012	自動車及び自動自轉車部品、附属品卸賣業			
4611	自轉車小賣業（部分品及び附属品製造業）	4611	自動車小賣業	二項目に分離した
4612	自轉車部分品及び附属品小賣業			
4621	自動車小賣業 (自動自轉車を含む)	4621	自動車小賣業	二項目に分離した
4622	自動車部分品小賣業 (自動自轉車を含む)			

大分類 H.....金融及び保険業

新(昭和26年5月)		旧(昭和24年10月)		備考
分類番号	項目名	分類番号	項目名	
5074	日本輸出銀行			新設
5075	日本開発銀行			〃
5222	住宅金融公庫			〃
5314	証券金融会社			〃

大分類 I.....不動産業

変更なし

大分類 J.....運輸通信及びその他の公益事業

621	一般及び貸切自動車運送業	{ 621 622 623	地方乗合自動車運送業 乗合自動車業(地方乗合自動車運送業を除く) 貸切旅客自動車運送業	三小分類を一括した
6211	同上	{ 6211 6221	地方乗合自動車運送業 乗合自動車業(地方乗合自動車運送業を除く)	二細分類を一括した
622	特定旅客運送業			新設
6221	同上			〃
631	一般貨物自動車運送業	631	貨物自動車運送業	旧の6312を変更し内容を変えた
6311	積合貨物自動車運送業	{ 6311	一般貨物自動車運送業	二細分類に分けた
6312	貸切貨物自動車運送業			
632	特定貨物自動車運送業	{ 6312	同左	小分類に引き上げ 6321を新設した
6321	同上			旧の6459より取り出し新設した
6458	船舶賃借業			

大分類 K.....サービス業

8414	タイヤ修理業	8414	ラジエーター修理業	旧の8414を8419に入れ 8415を繰上げた
8415	自動車及びエンジン再生業			8419より取り出し新設した

大分類 L.....公務

変更なし

大分類 M.....分類不能の産業

変更なし

### 第三章 分類上的一般原則

産業分類は、その國の産業構造を巧みに示すことを目的とする。一國內における産業活動に関する調査を考えてみると、人口センサスのように廣く各個人からの報告によつて産業活動を知らうとするものもあれば、又、工業センサス、商業センサスのように工場、会社、商店のような事業所からの報告によつて、産業活動を知らうとするものもある。これが國の内外において統一され、同一原則の下に編成されることは望ましいことである。この意味において、今回わが國の標準産業分類を作成するに當つて採用した原則と定義とは、差支えない限り、米國及び國際連合のものによることにした。従つて、從來のわが國の統計との比較においては、相当の犠牲を拂わなければならぬ。改革は大英断をもつてせねば完成しない。慣習にとらわれているならば、いつまでも中途半端なものとなる。しかしながらわが國にはわが國としての特質もあり産業分化の差もあるので、これらの点についてはわが國特有の形式を採用した。従つて、この分類が、そのまま、いずれの調査にも用いられなければならないものではない。しかし、いずれの調査に用いられる産業分類であつても、適当に取捨選択することによつて、本分類と比較対照し得るものでなければならぬのである。分類上の原則を設けるに當つて最も大切な点は次のことがある。

- 一、分類せられる単位は事業所であること。
  - 二、各単位は主要活動によつて分類せられること。
  - 三、分類項目を設けることは、事業所の数、従業員の数、仕事の量、雇傭及び賃金変動、ならびに、  
その他重要な経済事象の見地から意義あること。

それであるから、この産業分類は、経済活動の種類による分類であつて、職業とか商品とかによるものではない。又、分類の基準は大抵の國に現存している経済構造によつたので、作業の技術、原材料の性質、又は用途とかといったような單一の原則にはより得ない。

なおこの分類は所有権のいかんを問わない。國營であろうと、民營であろうと、同一の経済活動は同一箇所に分類した。

上記三原則に盛られた幾つかのことばをはつきりさせることが、やがては本分類の全貌を明白にすることになると思う。

## 第一項 事業所の定義

ここでいう事業所（エスタブリシメント）とは「仕事がなされている一定の場所」のことである。更に詳言すれば「仕事がなされているか、あるいはサービスか産業活動がなされている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、仕事場、店舗、鉱山、農場、病院、事務所等のようなものである。しかし実際には、仕事がなされている一定の場所がないものがある。たとえば、行商人とか鑑

掛屋のようなものである。このような場合には、便宜上自己の住居を事業所とみなすのである。

この定義に基けば、いやしくも職業のある者は、いずれかの事業所において活動しているから、その者は、又、産業があるのである。従つて、人口センサスのように各個人を対象とする調査において、各人の産業活動を調べようと思えば、各個人をとらえて、その事業所はどこであり、どんな経済活動をしているかを、実地に事業所に行かずには間接的に尋ねなければならないので、詳しいことを聞くのは無理である。又、産業の営まれている事業所を対象とする調査において、全事業所を把握しようと思えば、建物という建物、世帯という世帯を全部調べなければならない。人口を洩れなく正確に捕えることも困難であるが、全事業所を完全に把握することも仲々難事である。しかし、いやしくも人口調査である限り全人口を調査するが、事業所を対象とする調査にあつては、往々ある程度の所で事業所を切り捨て、調査を簡単にするのが通例である。

さもなければ赤帽、行商人のような単独経営は、いずれも自家が一つの事業所となるので把握するのに困難な零細規模のものも非常に廣く調査しなければならなくなる。事業所を調査対象とする調査である以上、常に國勢調査式の大綱を拡げなければならなくなる。この事業所の切捨て方には色々の方法があろう。これは、時により、調査目的により、経費により定められる。たとえば雇傭人、又は使用者のある事業所とか、あるいは看板類似の社会的標識のある事業所とかにするがごときである。

## 第二項 産業分類適用の単位

産業分類は仕事のなされている單一の物理的場所に適用するのであるが、その同一構内に、幾つかの事業所が現存することがある。すなわち、そこにいくつの事業所があるのか問題である。これは賃金簿と財産目録とが別である最小単位ごとに区分して、各々別の事業所とするのである。こゝでいう單一の場所、すなわち、同一構内の意味は、ことばどおり解釈する必要なく、往來をはさんでいる場合もあれば、二三町離れていることもある。その中に色々の仕事が営まれている場合、それが賃金台帳が別であるかどうか、又、財産目録が別であるかどうかで事業所を区切つて行くのである。

例えば百貨店の一室を借りて営む商店があれば、明らかに同一構内でも別の事業所となるのである。又、同一経営の下にある大工場があつて、三つの製造部門に分れ、賃金台帳は三部門に分離してあるが財産目録は二つに区分して編成されているとすれば、この工場は二つの事業所に区分されるのである。

そこで問題になるのは賃金簿と財産目録の意義である。元來、本分類で事業所を単位としたのは、通常、工業、商業等のセンサスにおいて要求される、すべての主要項目、すなわち從業者数（営業主お含む）、賃金及び給料、材料費、燃料及び動力費、生産額、販賣額、材料貯蔵額、あるいは完成品貯蔵額等の統計を供給することができるためである。従つて、賃金簿と財産目録を字義通りに解釈する必要のないこともある。賃金簿と財産目録は大規模の経営であれば正式なものを備えているが、わが國には小規模のものが多く、しかも家族從業者だけの経営もかなりあるし、その上、簿記も発達していないので、收支、決算等を正確に行う事業所が少い、こんな関係で専門的に從業者がきめてあるとか、

出勤簿あるいは賃金の支拂場所が一定していれば、賃金台帳がそこに備わっているものと見ることにしたい。すなわち、財産目録については不動産等にふれる必要はなく、又、減価償却等も必要はない、材料、燃料及び生産品がはつきり区分できる程度でよいのである。すなわち、仕入費、賣上高、あるいは同一家族だけであつても、生計費、営業費までも各々別に分離してあれば財産目録が各別に備わっているものと見なすことにしておきたい。

このような見地から、同一構内に幾つの事業所が存在するかを判断して、産業分類を適用する事業所の単位を決定すべきである。この定義に従えば、今まで一つの事業所とみなされていた大規模の工場はなお幾つかの事業所に別れる場合がある。

次は、事業所を分類の単位とする考え方であるが、この考え方によらない方が調査が正確に行われ、調査数字も價値あるものが出るというものがある。それは同一構内ではない離れ離れの事業を一括して、その統轄事務所をもつて一事業所とする場合である。この原則を適用するものは建設業、運輸通信業、その他の公益事業（倉庫業、通信業及び運輸に附帯するサービス業を除く）に限るのである。建設業中、土木建設請負業のような綜合工事業は必ずしも本社、本店で一括せずに工事現場を直接監督し、賃金台帳を備えている出張所、支店、場合によつては本社、本店に取り纏めて調査単位とする。これに反して配管工事業、塗装工事業等のような職別工事業は、工事現場を分類の単位とせず、それぞれの事務所で一括調査するのである。又、鉄道、軌道、バス、ガス、電氣、水道事業は一駅、一局、一発電所、一営業所ごとに分類の単位とせず、これらを一括して会社ごとに一事業所として調査するのである。この他の産業に属する事業所にあつては、單一の物理的場所ごとに分類の単位とするが、詰所のような日々従業員も異なり、賃金の支拂いも行わず、一単位の事業所に見られない場合には、同一市町村内のものを一括して一事業所とする例外がある。従つて、これが市町村を異にする場合は機械的にそれぞれ別の事業所として若干報告に無理があつても分類の単位とすることができる。

この会社ごとに一括して、これを一事業所として調査する考えは、企業（エンタープライズ）を分類の単位とするものである。この企業には会社、組合の外に、個人経営のものもある。これは収益を見るとか、徵税の目的とかの、財政統計のためにふさわしいものである。これによると、大企業は各種の経済活動をしており、産業分類に設けてある數項目にわたる事業を唯一つの主要事業で分類表章することになり、しかも主要業務を決定するのに困難があり、もしできても、これを利用する上に誤解を生ずることがある。すなわち余りにも分類の単位が大き過ぎるということである。

しかし、全体から見れば大部分事業所単位と企業単位とは一致するものである。この外の調査単位の考え方としては技術単位（テクニカルユニット）と作業単位（オペレーションナルユニット）の二つがある。

### 第三項 事業所の産業は主要業務により決定される

第一項により事業所の存在を知り、第二項により産業分類を適用する単位を知つて、次に起る問題

は何によつて産業を決定するかである。これは事業所の内部において行われる経済活動には各種各様のものが複合している場合があるからである。その場合には特定生産品（生産品集團）又は特定の取扱う商品（商品集團）あるいは提供する特定のサービスに帰属する過去一箇年の総收入又は総販賣額の最も多い事業によるのである。

この原則によることが明らかに不適当の場合は、従業員の数、又は設備が用いられることがある。又、その総收入は偶然性、又は幸運等による場合は除かなければならない。又、同一事業所での活動において、製材業と伐木業、粘土採取と煉瓦製造、石切場とパラス製造が結合されて分離し得ない場合には、その主要活動は最終目的である製材業、煉瓦製造業、又はパラス製造業とするものである。前に述べた総收入は、調査期日をさかのばる一箇年間の実績によつて決定するのが原則であるが、現下のわが國の実情では、経済不安のために相当に事業の轉換が行われている。これは資材、利潤の關係、又は法令による場合もある。このような状態であるから、一箇年内に轉換が行われた事業所については、必ずしも一箇年間の総收入によらず、この轉換が、將來、元の事業に戻る意志のない場合には、たとえ総收入が少くとも轉換事業を主要活動とするのである。しかし轉換が一時的であつて、事情の許す限り元の事業に復帰する考えであり、又設備等からみて可能であれば、たとえ総收入が少くとも元の事業をもつて主要活動とするのである。又、季節によつて、定期的に事業を轉換する場合には、調査期日に行う事業に關係なく一箇年間の総收入によつて主要業務を決定するのである。

#### 第四項 附隨事業所の産業は主事業所の産業に分類される

一事業所において行う経済活動が、主事業所の附隨事業であつて、一般を対象としない場合には、その事業所の産業は主事業所の産業に分類るのである。たとえば工場自家用の変電所、商店専属の倉庫等は電力供給業、倉庫業とせず、工場、商店と同一の産業とするのである。

### 第四章 本分類に採用した十進分類法

分類項目を示すのに、すべてアラビヤ数字を使用する。まず大分類は 13 あつて、これを示すのに第一位の桁の数字をもつて大体表示し得るように数字が充てられている。この大分類を、更に中分類小分類、細分類といふ四段の分類を行うのに常に十進法を用いる。すなわち一つの大分類を十箇以内の中分類に分類し、更に各中分類を十箇以内の小分類に、各小分類を十箇以内の細分類に分けてある。このような編成をする利益は、將來、産業の分化、又は経済活動の変遷に應じて修正するときに、全体系を変更せずに容易に部分的修正をすることが可能であり、又製表するとき、ことに機械集計をする場合に能率化することができる点にある。

この四段分類を示すのに、それぞれ第二位、第三位及び第四位の数字を追加することによつて行われ、数字の桁数によつて、その分類項目がどの程度の分類であるかを示している。

ここに注意しなければならないのは三桁目、四桁目に 0 の数字を用いることがないこと、及び 9 の

数字に特殊の意味を持たせたことである。後者については、ある分類を細分するに当つて、今のところ数個の分類項目を設けて、その他は一括して「雜」として分類すれば充分である場合に、最後の「雜」項目であることを示すために、番号をとばして9の数字で示し、將來、必要に應じてその「雜」の中から容易に項目を独立させることができるようにしてある。勿論、九箇の項目に空なく分類するときも9の字数を用いるので、9には二通りの意味があることを注意されたい。

## 第五章 標準産業分類の各項目名と説明及び内容例示

本分類は四段に別れ、これを示すのに各分類項目の名称と十進法による数字を附加してある外、各項目に説明と、主な内容が例示してある。更に紛らわしいものについては、各項目の内容説明中に、正しい所属項目の位置が示してある。(第1部製造業以下参照)

○印はその項目に含まれるもの、×印は他の項目に含まれるものと示す。×印に掲げた産業の所属項目は〔 〕で示す分類番号及び内容の説明によつて知ることができる。

なお、この他に五十音順に産業名を列挙し、その所属項目の番号を附してある索引表も統いて刊行する予定である。

## 第六章 従来の分類と比較して著しく異なる点

細部にわたれば相当の差異を認めるがあまねく顯著なものを左に掲げる。

全体を通じて各種産業に直結するサービス業は従来サービス業に一括したが今回はそれぞれの産業に含ませる。なお各大分類についての主な差異は次のとおりである。

- 一、農業；造園業、植木業を含む
- 二、林業及び狩獵業；伐木業を含む
- 三、漁業及び水産養殖業；なし
- 四、鉱業；附属の請負業を含む
- 五、建設業；企業単位となる。土建の設計監督業を除く。
- 六、製造業；新たな製造業の定義(物を新たに作り、これを卸賣すること)により商業、修理業等との境界が明白となる。修理業と製造小賣業を含まない。
- 七、卸賣及び小賣業；新たな卸賣及び小賣業の定義により製造業、サービス業の境界が明白になる。飲食店を含む。不動産業及び倉庫業を除く。
- 八、金融保険業；なし
- 九、不動産業；なし
- 十、運輸、通信及びその他の公益事業；倉庫、保管業、ガス、電氣、水道、衛生業が含まれる
- 十一、サービス業；自由業全部を含む。修理業を含む

十二、公務；なし

十三、不詳；なし

## 第七章 産業分類に関する政令及びその解説

### 一 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令

(昭和 26 年 4 月 政令第 127 号抄)

内閣は統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 3 條第 2 項及び第 8 條第 2 項の規定に基き、この政令を制定する。

#### (用語の定義)

第 1 條 この政令において、左の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 統計調査 統計法第 3 條に定める指定統計調査並びに届出をする統計調査の範囲に関する政令(昭和 25 年政令第 58 号)第 2 條の規定によつて届出をする統計調査(以下「届出をする統計調査」という。)のうち、國、日本専売公社、日本國有鐵道、日本銀行及び日本商工会議所が行うものをいう。
2. 調査実施者 指定統計調査の実施者並びに届出をする統計調査を実施する國の機関、日本専売公社、日本國有鐵道、日本銀行及び日本商工会議所をいう。

#### (産業分類)

第 2 條 調査実施者は、統計調査の結果を産業別に表示する場合においては、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。但し、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。

2. 調査実施者は、前項の規定によつて使用した分類及び分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない。

#### 第 3 條 (略)

#### (特例)

第 4 條 調査実施者は、この政令により難い場合においては、統計委員会の承認を得て、これと異なる分類を用いることができる。

#### 附 則

この政令は、昭和 26 年 5 月 1 日から施行する。但し、この政令施行の日前に実施した統計調査(継続して実施している統計調査のこの政令施行の日前に実施した部分を含む。)の結果を表示する場合には、適用しない。

### 二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の第 2 條(産業分類関係)

## 及び第4條（特例）の解説

### 1. 第2條第1項の解説について

（イ） 第2條第1項の「統計調査の結果を産業別に表示する場合」とは、統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によつて表示する場合をいう。従つて事業所を調査単位とする調査に於ては勿論、人の属性を産業別に表示する場合も、その人が所属する事業所の経済活動の種類によつて表示するものとする。但し、時によつては事業所以外の例えば企業、作業等を調査単位とする調査もあるが、その場合に於ては企業又は作業の経済活動と解してこゝに含まれるものとする。

（ロ） 第2條第1項の「統計委員会が公示する分類表によらなければならない。」とは、統計委員会が公示する分類表（以下公示分類表という）そのままによらなければならないということである。但し、統計調査の結果を表示するのに、必ずしも公示分類の全体系を表示しなければならないという意味でなく、当該統計調査の結果を表示する必要な範囲の分類項目が、公示分類表にある項目そのままであればよい、例えば公示分類表で製造業に関する部分の分類表のみを必要とする場合は、製造業以外の分類表を表示する必要はない。

また、公示分類表に大分類、中分類、小分類及び細分類の四段階があるので、そのうちの一分類だけをそのまま使用してもよい。しかしこれを括つて上位の分類表をも用いる場合には必ず公示分類表そのままでなければならない。

（ハ） 第2條第1項の「但し特に必要がある場合においては大分類項目を除く分類項目についてその直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる」とは、公示分類表そのままによれない場合は、公示分類表の項目について、大分類項目以外の項目を細分或いは集約し、かくして得た分類表によつて統計調査の結果を表示することができるということをいう。但し、公示分類表の項目を細分し、或いは集約する方法は次に定める所によらなければならない。即ち

（1） 公示分類表の大分類項目は集約することができない。換言すれば公示分類表の大分類項目を集約して、これ以上簡単な分類表にはできないのである。

（2） 公示分類表の中分類項目及びそれ以下の下位分類項目は、細分若しくは集約することができる。

（a） 細分するには次の方法による

例えば、所要の分類項目が中分類項目を細分して得られるときその細分の方法は、細分しようとする中分類項目に属する小分類項目の何れかをそのまま又は小分類項目の幾つかを合せたものを中分類に引き上げてこれを細分する項目に使用するか、或いは又何れかの一つの小分類項目を細分したものの中分類に引き上げてこれを細分する項目に使用するか、何れかでなければならない。このことは小分類についても同様であるが、細分類を更に細分する場合は調査実施者の自由である。

(b) 集約する場合は次の方法による

所要の分類が公示分類表の小分類項目を集約して得られる場合は、同一中分類項目に属する公示分類表の小分類項目そのまゝを集約し得るが、異なる中分類項目に亘つて公示分類表の小分類項目を集約することはできない。また、幾つかの小分類項目の内容の一部分もとつてこれを集約し新しい分類項目を設けることもできない。このことは公示分類の中分類項目或いは細分類項目を集約する場合も同様である。

2. 第2條第2項について

調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合には、使用した分類及び分類表の名称を当該統計表の標題若しくは注記等に明示しなければならない。この場合は分類の名称は「日本標準産業分類」分類表はその内の大、中、小、細分類のいづれによつたかを記載することとする。

なお、集約細分を行つた場合はその箇所又は方法についての注を併記すること。

3. 第4條の規定にもとづく手続について（特例）

第2條第1項（産業分類関係）及び第3條（疾病、傷害及び死因分類関係）の規定に基いて、所要の分類を得ることができない場合は、第2條第1項及び第3條の規定に基く以外の分類を使用することができる。但しこの場合は、統計委員会にその理由を附して、当該分類を統計調査の結果の表示に使用することの承認申請をすること。

右の承認申請には次の事項を記載すること。

1. 産業分類についての記載事項

- (イ) 調査実施者名
- (ロ) 統計調査の名称
- (ハ) 調査の単位及び調査の範囲
- (ニ) 使用する分類表（出来得れば分類の作り方及び告示分類との比較表並びに使用方法を添記する）

4. 分類の基準について

統計委員会が公示する産業分類の分類基準は、当分の間、統計委員会事務局刊行の「日本標準産業分類第1巻分類項目名説明及び内容例示」に掲げる分類基準を準用するものとする。

### 三 統計委員会が告示した産業分類

◎統計委員会告示第6号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2條の規定に基いて、分類の名称及び分類表を次のように定めた。

昭和26年4月30日

統計委員会委員長 大内兵衛

一、分類の名称 日本標準産業分類

二、分類表